

相談支援専門員の要件について

相談支援専門員となるための要件は2つあります。

- ①必要な実務経験を満たしていること（年数は経験の種類に応じて3年、5年、10年）
- ②相談支援従事者研修の修了していること

【①実務経験について】

業務の範囲	対象となる事業・業務等	実務経験年数
① 相談支援業務	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業に従事する者	5年以上
	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市区町村役場その他これらに準ずる施設の従業者	
	身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設において相談支援業務に従事する者	
	医療機関において相談支援事業に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・「訪問介護員2級以上に相当する研修」を修了した者 ・国家資格等（※）を有する者 ・施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援業務に従事する者	
	盲学校、聾学校及び養護学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者	
② 介護等業務	障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	10年以上
	障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業において介護業務に従事する者	
	保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所において介護業務に従事する者	
	その他これらの業務に準ずると認められる業務に従事する者	
③ 有資格者	次のいずれかに該当するものが、②介護等業務に従事する場合 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 ・保育士 ・児童指導員任用資格者 ・精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	上記①相談支援業務及び②介護等業務に従事する者で、国家資格等（※）による業務5年以上従事しているもの	3年以上
H18.10.1において現に下記に掲げる事業に従事する者がH18.9.30までに従事した期間 ・障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者		3年以上

- ※ 国家資格等とは医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧士、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士のことをいう。

※ 1年の実務経験とは、1年のうち業務に従事した期間が通算して180日以上であること。

【②相談支援従事者研修の修了について】

- 都道府県の実施する相談支援従事者研修の全日程を受講し、修了していることが要件。
- 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降から5年ごとの各年度の末日までに相談支援従業者現任研修を修了する必要がある。
- 過去に、都道府県が実施する障害者ケアマネジメント研修を修了し、障害者自立支援法における都道府県が実相談支援従事者初任者研修において必要な講義研修（1日研修）を平成23年度までに受講修了した者は、初任を修了した者と同等とする。

※研修の日程等は東京都心身障害者福祉センターのホームページを参照。